

論文審査の要旨

博士の専攻分野の名称	博士（文学）	氏名	西畑俊昭
学位授与の要件	学位規則第4条第2項該当		
論文題目 近世入浜塩業の研究			
論文審査担当者 主査 教授 中山 富廣 審査委員 教授 西別府 元日 審査委員 教授 勝部 真人 審査委員 教授 本多 博之 審査委員 教授 金子 肇 審査委員 広島経済大学教授 相良 英輔			
〔論文審査の要旨〕 <p>本論文は日本近世の主要な製塩形態であった入浜塩田の成立・展開過程を、全国生産量の9割を占めた瀬戸内海塩田を対象として体系的に論じようとしたものである。本論文は、近世入浜塩業史研究の成果と課題を要約した序章と、本論5部17章と3つの付章からなるが、この5部構成は近世製塩業がおおよそ半世紀ごとに画期を迎え、したがって5つの期間に分けて考察すべきであるという著者の主張を反映したものとなっている。</p> <p>第1部「入浜塩田の出現」（第1章・第2章）は、17世紀初頭から中頃にかけて開発された阿波・撫養塩田、播磨・赤穂塩田、安芸・竹原塩田を取り上げ、製塩業者の生産・経営単位（「1軒前」）からみて、それまでの農家副業的製塩業から専業の製塩業者を生み出す方向性が、領主権力の保護政策ともあいまって確立されたことを論じた。</p> <p>第2部「入浜塩業の成立」（第3章～第6章）では、①第1部の塩田地域を領有する広島藩・赤穂藩・徳島藩の17世紀後半の塩業政策を検討し、藩財政の悪化を背景にしていずれの藩も、生産から販売までの過程に関与して増徴政策を打ち出したこと、②この影響をうけて竹原塩田では「浜主」（塩田経営者）の階層分化が進行し、塩田の統廃合の結果、面積8反の「1軒前」経営が成立したこと、③そしてその「1軒前」が採鹹・煎熬および経営の面からみても、最適の単位であったことを実証した。</p> <p>第3部「入浜塩業の進展」（第7章・第8章）では、17世紀末に豪商が開発した備後富浜塩田（向島）を事例として、瀬戸内各地で入浜塩田が開発されていったにもかかわらず、塩田経営は収益が不安定ながらも農地の数倍もの利益が見込めたこと、しかも「預り浜主」（小作人）は自立性を保持した存在であったことを明らかにしている。小作人といっても浜子（労働者）を雇う存在であり、農業とは異なった経営者であったことも指摘している。また18世紀前半期の竹原塩田を取り上げ、塩浜会所に結集した浜主たちが、季節雇用など浜子への労働強化を行ったことなどを明らかにしている。</p> <p>第4部「入浜塩業の転換」（第9章～第13章）は、18世紀後半の生産過剰による塩田不況を受けて開始された休浜にかかわる問題を検討している。①休浜は宝暦年間と明和年間に瀬戸内西部で実施されるが、竹原・吉井家の経営史料などの分析を通して、塩田不況の実態と休浜の効果を経営的側面から実証的に論述し、②「明和の休浜」の中心となった周防・三田尻塩田では替持法と石炭焚も導入されて合理</p>			

化が進展したこと、③一方、同じころ赤穂では間断なく新規の塩田が開発され、有力塩問屋が巨大塩田地主へ成長し、藩権力との共生関係を緊密化させ、塩田支配を実現していったこと、④供給過剰を機に江戸市場の主導権を下り江戸塩仲買が握り、塩廻船の多くもその支配下に置かれるようになったことなどを実証的に解明している。

第5部「休浜同盟の結成」(第14章～第17章)では、19世紀初頭に赤穂塩田が休浜に参加したのは、有力塩問屋(兼巨大塩田地主)が自らの経営を安定させるためのものであったこと、しかしこの「文化の休浜」に参加した塩業者の反対にもかかわらず、化政期に新規の塩田が多数開発されたこと、そのため竹原塩田などは他国塩の移入禁止や休浜の徹底など藩権力に頼ろうとしたこと、幕末期には休浜維持派の努力にもかかわらず、塩相場の不安定によって好不況の波に翻弄されたことなどを具体的に明らかにした。

このように本論文は、先学諸氏の業績を踏まえ、その残された課題を実証的に解明していくという姿勢に貫かれており、瀬戸内塩田の膨大な史料を調査・解読して、塩田経営の歴史の変遷を解明するとともに、新たな事実をも発掘した労作であると評価できる。

以上、審査の結果、本論文の著者は博士(文学)の学位を受ける十分な資格があるものと認める。

備考 要旨は、1,500字以内とする。